

第51回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年8月30日(月) 16:30~17:00

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第51回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、亀田郁さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二人です。

はじめに危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部長より説明申し上げます。

○橋本統括調整部長

それでは資料1、危機対策本部の対応状況を御覧ください。本日の本部会議の開催趣旨ですが、感染症に関する県の対応方針の変更及び感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請について、もう1点が、補正予算の専決処分についての報告となっております。

発生状況等については、このあと健康福祉部から説明がございます。なお、県の対応のうち対策本部各部の対応については、前回本部会議の内容と変更がございませんので省略とさせていただきます。資料1については以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして、健康福祉部より説明がございます。

○奈須下健康福祉部長

資料2、資料3に基づきまして、県内の感染の状況等について御説明いたします。

まず、資料2を御覧ください。8月29日16時30分現在で、これまでに判明した県内の感染者は4,221名となっております。この後、本日公表分といたしまして新規の陽性者が54名となっております。現在入院中の感染症患者129名、宿泊療養施設利用者が158名で自宅療養者163名となっております。次のページを御覧ください。入院者のうち重症が1名、中等症が16名でその他が112名となっております。検査の状況等については、以下のとおりとなります。

次に資料3を御覧ください。まず、判明日別の陽性者数の推移です。7月下旬から急速に感染者数が増加しているということ、また、現時点でまだピークが見通せていないという状況にあります。

ページをお開きください。2の新規系統数の推移のグラフです。新規感染者数の急増とともに新規系統数も急激に増えており、感染経路不明の新規感染者が多くなっている状況がございます。

次に3の感染症の発生状況について、居住地保健所別の感染症の発生状況についてです。県全体で昨日までの感染者4,221人ですが、8月中旬以降に八戸市保健所管内、それから隣接する三戸地方保健所管内で急速に感染者数が増加しております。

次のページを御覧ください。4の年代別の発生の状況です。累計のグラフと8月のグラフを比べていただきますと、8月の感染症患者のうち、約3分の2以上が30代以下の若い世代の方々の感染となっております。その下、5の療養者数の推移についてです。7月下旬以降の新規感染者の急増とともに療養者数も急増しております。なかでも黄色の宿泊療養者数、それから緑の斜線で示した自宅療養者数が増えております。また、1日当たりの感染者数が数十人という日が続いておりますので、入院者数と入院調整者数の方も非常に増えているという状況になっております。

次のページを御覧ください。6番のワクチンの接種状況についてです。65歳以上の高齢者につきましては、2回目までの接種を完了された方の割合が87.35パーセントとなって

おります。高齢者を含む一般の接種の2回目を終了した割合が41.17パーセントとなっております。今後は若年層に対するワクチン接種の加速が望まれます。

次のスライドからは8月中旬以降の感染者数が急激に増加しております八戸地域保健医療圏の感染状況についての資料になります。まず、1の陽性者数の推移です。八戸地域保健医療圏の陽性者数を赤で表しております。県全体の新規感染者が急増しているうち、八戸圏域の感染者がその多くを占めており、その下の円グラフを御覧いただきますと、8月21日から8月28日までの新規の陽性者の中で55%が八戸地域保健医療圏の患者となっております。

次のページを御覧ください。圏域別の陽性者数の推移についてです。グレーの折れ線で表したところが、八戸地域保健医療圏の人口10万人あたり、一週間の新規陽性者数となっております。ほかの圏域と比べ突出して多くなっております。その下、4の圏域別の病床使用率についてですが、御説明致しましたように、8月中旬以降、八戸地域保健医療圏での新規感染者が急増していることを踏まえて八戸地域の病床使用率が60パーセントで高くなっております。以上で県内の感染の状況についての説明を終わります。

○坂本危機管理局次長

続いて、この感染状況を踏まえた青森県対処方針の変更及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは、まず資料4の青森県対処方針（令和3年8月30日変更）を御覧ください。対処方針の変更は、1番最後のページの別紙となっております。特措法に基づく協力要請の内容が変更となります。3の実施内容の最初に飲食店の営業時間短縮という協力要請を追加することとなります。内容としては、八戸市中心街で食品衛生法上の許可を受けている飲食店のうち、酒類を提供する飲食店に対し、令和3年9月1日から9月12日までの間、営業時間を5時から20時までに短縮するよう要請するというものです。この要請は八戸市の特定の区域に関わるものですので、1の区域の「青森県全域」の横に「下表1については八戸市の特定の区域」としているものです。ここに「1」が追加になりましたので、以下の付番が1つずつ繰り下がっているというものです。

それでは、その営業時間短縮の内容について資料5を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請です。先ほど言いましたように、八戸市中心街の飲食店に関連した感染が急速に拡大している状況を踏まえ、感染拡大の封じ込めを図るため、営業時間短縮の協力要請を実施するものです。この協力要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請となります。

対象期間は令和3年9月1日水曜日の0時から令和3年9月12日日曜日の24時まで、対象施設は、食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店のうち酒類を提供している飲食店で、この酒類の提供には、利用者による酒類の店内持ち込みをするものを含むということになります。対象区域は八戸市の中心街ですが、住所で申し上げますと八戸市大字岩泉町、大工町、鷹匠小路、朔日町、寺横町、長横町、三日町、六日町となります。この資料の3枚目に概略図を付けております。おおよそこの太い線で囲まれたエリアということになります。要請内容は5時から20時までの時間短縮営業となります。なお、この時間短縮に関して全面的に御協力いただいた場合に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金を支給することといたします。

なお、協力金の内容につきましては、このあと補正予算の内容の説明の際に、改めて説明させていただきますので、ここでは省略させていただきます。対処方針の変更及び営業時間短縮の協力要請については、以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて今回の要請等についてお諮りいたしました青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の結果について、御報告いただきます。

○奈須下健康福祉部長

本日開催いたしました第5回青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた方策について協議していただきましたので、会議の結果について御報告申し上げます。

県から提示した方策、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請につきましては、今の青森県における感染拡大防止に有効であるとの結論に至りました。また、会議においては各委員から様々な立場で県の方策について御助言をいただいたところです。主な御助言の内容といたしましては、まず、今後の感染拡大の状況によっては、まん延防止等重点措置についても検討が必要であること、次に、宿泊療養施設について、地域のバランスを考慮して、引き続き確保に努めていく必要があること、また、重症化の回避のため、抗体カクテル療法を幅広く実施できる体制を整備して、使用する薬剤を確保する必要があることなどがありました。県としては、これらの御助言を今後の感染拡大防止に役立てていくこととしております。以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、今回の措置等に関わります令和3年度補正予算について、総務部長より説明がございます。

○小谷総務部長

それでは補正予算について御説明申し上げます。本日専決処分いたしました令和3年度一般会計補正予算（専決第3号）の概要でございます。

一及び二を御覧ください。補正予算の概要について、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県からの営業時間短縮要請に協力する飲食店等に対し、協力金を支給するのに要する経費及び新型コロナウイルスワクチン接種の加速化を図るためのワクチン接種会場の設置・運営に要する経費について、所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その下の二の（2）にございますように、今回の補正予算額は6億9,685万7千円でございます。

その下の三を御覧ください。一般会計補正予算の歳入でございます。今、御説明申し上げた財源といたしましては、国庫支出金3億円余り及び諸収入3億円余りのほか普通交付税6,240万円を計上させていただいております。補正予算の概要は、以上でございます。

○坂本危機管理局次長

補正予算の内容につきまして、奈須下健康福祉部長、お願いいたします。

○奈須下健康福祉部長

健康福祉部関係の補正予算について御説明いたします。今回の補正予算は新型コロナウイルスワクチンの接種の加速化を図るため、県によるワクチン接種会場の設置運営に要する経費について、所要の予算措置を講ずることとし、本日専決処分したものでございます。

事業内容につきまして、次のページを御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種会場設置運営事業について御説明いたします。県では、先週公表いたしました青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの目標の一つであります「ワクチン接種の推進」に向け、現在の市町村主体の接種体制に加えて、接種を希望する県民の皆様が速やかに接種できる機会の更なる創出を行うことといたしました。

まず、1の広域接種会場の設置につきましては、県が、県内3カ所に県直営の広域接種会場を設置し、12歳以上の県民の方を対象としてモデルナ社ワクチンによる接種を9月25日から毎週土日の計16日間実施するものでございます。

次に、2の接種センターの設置についてですが、アストラゼネカ社ワクチンの接種を必要とする方のための接種体制を構築するもので、当該ワクチンを接種する会場、これを国では接種センターと呼んでおりますが、この接種センターを青森県総合健診センターに設置するものでございます。説明は、以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて商工労働部長、お願いいたします。

○相馬商工労働部長

それでは、資料の次のページを御覧ください。商工労働部からは新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金給付事業費補助予算額3億1,824万円について説明させていただきます。

先ほども説明がございましたとおり、八戸市中心街を対象とした食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店で約800施設あると考えておりますが、このうち酒類を提供している飲食店に対する営業時間短縮協力要請に伴いまして、感染防止対策を徹底した上で、全期間、全面的に御協力いただいた場合に新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金を支給するというものでございます。

まず、①実施スキームにつきましては、県から八戸市に対して協力金及び協力金支給に係る事務費を補助することとし、八戸市が申請の受付、審査及び支給事務を行うということになります。

②の対象となる要件ですが、要請の全期間において午前5時から午後8時までの時間短縮営業に御協力いただくことや、業種別のガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること等となっております。ただし、今回営業時間短縮の協力要請から、実際に短縮をしていただく期間が短いということもございまして、事業者において準備期間を要する場合は令和3年9月3日までに協力を開始する場合も、協力金の対象とすることとしております。

この場合の協力につきましては、要請に御協力いただいた日数分ということになります。

③支給額の単価についてですが、協力金の財源となる国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠の取扱いに従いまして、前年度または前々年度の売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定することとしており、売上高に基づいて協力金の額を算定するA方式を選択する事業者については、日額2万5千円から最大7万5千円まで、売上高の減少額に基づいて算定するB方式を選択する事業者については日額最大20万円を支給するということになっております。説明は、以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明等に関しまして質問等はございますでしょうか。よろしいですね。それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

関係部長から説明がありましたとおり、八戸市の中心街の飲食店に関連した感染が急速に拡大している状況を踏まえまして、感染拡大の封じ込めを図るためにも、中心街の飲食店に対して営業時間を短縮するよう協力要請をすることといたしました。

関係部にあっては、事業者の皆様方にとって痛みの伴う措置でありますことを念頭に、八戸市と緊密に連携の上で早急に協力要請の周知を図るとともに、協力金の申請・交付事務の円滑な実施に向けて万全を期すようお願いいたします。

また、各部にあっても、先般取りまとめました緊急対策パッケージに掲げた取組をしっかりと実行するとともに、全県的な感染拡大の抑え込みに向けて、市町村や民間事業者、そして県民の皆様方の御理解と御協力が得られるよう努めてください。

以上、現下の極めて厳しい局面を乗り越えるために、危機感を共有し、連携しながら県庁一丸となって取り組むよう指示をいたします。

続いて、県民の皆様方にお話させていただきます。

青森県内におきましては新規の感染症患者や新規クラスターが大幅に増え、入院・療養者も増加しております。病床がひっ迫し、医療崩壊につながりかねない状況になっているということをお理解いただきたいと思います。

特に、八戸市では、8月後半から新規感染症患者や感染経路不明の事案が急増しております。そして、中心街におきまして飲食店クラスターの発生や、飲食店に関連した感染が多数確認されていることから、この地域における感染拡大の封じ込めが急務となっています。

県といたしましては、人の流れを抑制し、人同士の接触の機会を減らすための緊急対策パッケージを先週金曜日に決定したところですが、八戸市においては更なる対策が必要と判断をし、対象区域を設定の上、飲食店に対しまして、営業時間短縮の協力要請を行うこととします。

対象地域は（地図で示した）八戸市の中心街で食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店のうち、酒類を提供する飲食店に対しまして、9月1日0時から12日24時までの間、営業時間を5時から20時までとお願いすることといたしました。

この協力要請に御協力いただいて、対象要件を満たす飲食店の経営者等の方々には、大変痛みを伴いますことから、協力金を支給することといたします。

そして、県民の皆様、改めてお願いをいたします。八戸市に限らず県内各地におきまして、飲食を伴う様々な場面での感染が広がっております。こうした感染リスクが高い場面をできるだけ避けていただくようお願いいたします。そして、非常に基本的なことですが、風邪の症状はもちろんのこと、だるい、喉・鼻の違和感、味覚がちょっとおかしいと感じましたら、人との接触を避け、医療機関に相談していただきたいと思います。

私は、9月のこの1か月間、取りうる感染症対策を集中的に実施して県民の皆様方の命と暮らしを守るという強い決意で県庁一丸となって臨んでまいります。

県民の皆様方には、またご不便をお掛けするわけですが、今が正念場であると思います。「この秋 最大のコロナ危機 終わらせよう。」ということで、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。ありがとうございました。